

第12日目（6月17日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴の方、早朝から大変ご苦労さまでございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は24名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、腰越議員から葬儀出席のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、第69号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正について、日程第2、平成28年請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願、2件を一括議題といたします。

2件について、総務文教委員長・岡村雅夫君の審査報告を求めます。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 暫時休憩であります。

[午前9時30分]

○議 長 休憩を閉じて再開いたします。

[午前9時30分]

○議 長 総務文教委員長・岡村雅夫君の審査報告を求めます。

総務文教委員長・岡村雅夫君。

○岡村総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の審査報告を報告させていただきます。審査の状況は、平成28年6月8日水曜日に行いました。委員の出席状況は出席者7名であります。議長にも出席をいただいております。審査の内容についてであります。第69号議案については、執行部、総務部長、総務課長、消防長、消防次長の出席を求め審査を行いました。請願第1号については、提出者でありました寺口議員の説明を求めたところでございます。

審査結果について報告いたします。第69号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正について、結果は原案可決でありました。請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願について、採択すべきものと決定いたしました。

若干の説明をさせていただきますが、第69号議案については、5名増の問題についてはあくまでも定数枠の増であるということでありまして、基本的には現状の105人体制のままでいくということでございます。ただし、長期にわたる派遣、例えば職員が県消防学校の教官とか、県防災ヘリの隊員になるとか、あるいは説明の中にもありましたけれども、女性職員の育休等の問題、それらが発生したときに弾力的に職員を採用し、あるいは退職者が出た場合は増員等を解消していきたいということでもございました。増員理由が解消したならば、退職者の補充を制限してもとの105人体制に戻るといような説明でありました。

もう1点ございましたのが、法定数というのがあるかという質問があったわけですが、法定数というものは定められていないということでもありますけれども、消防庁から整備指針が出ているということでもあります。整備指針というものは、その区域の面積とか人口の密集度など、そういったことを勘案して望ましい指針が示されているということでありました。ちなみに我が市では153名だそうであります。これをなかなか達成しているところは少ないということで、近隣では十日町消防が充足をしているということだそうであります。69号議案については以上であります。

次に請願第1号 30人以下学級についてであります。寺口友彦さんの説明をいただきました。この問題については、例年この議会に出されて順次進展を目指しているということでありましたが、例年どおり採択すべきものというような形で、全員の賛成でございました。以上です。

○議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

〔「どうもよろしくどうか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 第69号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第69号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 平成28年請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成28年請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る

意見書の採択を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員によって、平成 28 年請願第 1 号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 3、第 70 号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の廃止について、日程第 4、第 71 号議案 南魚沼市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、日程第 5、第 74 号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車 2.6 メートル級 1 台）、日程第 6、第 75 号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車 2.2 メートル級 1 台）の 4 件を一括議題といたします。4 件について、産業建設委員長・鈴木一君の審査報告を求めます。

産業建設委員長・鈴木一君。

○鈴木産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会に付託されました事件の審査結果の報告をいたします。日時、平成 28 年 6 月 10 日、委員の出席状況、8 名全員出席、議長からも出席をいただきました。それでは産業建設委員会に付託されました 4 件の議案の審査報告をします。

第 70 号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の廃止について、執行部からの補足説明はありませんでした。質疑、討論はなく、採決の結果全員一致で可決するものと決定いたしました。

第 71 号議案 南魚沼市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、執行部からの補足説明はなく、質疑に入り 1 件の質疑がありました。第 9 条が今まで存在しており、今回削除することの経緯はという問いに対しまして、現時点では該当しないものについてはなくすべきと考えて、削除する考えであるというような答弁がありました。採決の結果、全員一致で可決するものと決定いたしました。

第 74 号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車 2.6 メートル級 1 台）について、執行部からの補足説明はなく、質疑に入り 6 件の質疑がありました。主な質疑は、決して安いものではない。自然劣化も含め管理方法をしっかりやらなければ、耐用年数に影響があるという問いに対しまして、今年度からネクスコ高速道路高架橋の下を借りることで対応しているという答えがありました。2 台購入の理由は、耐用年数を超えて処分による導入なのか、1 台ずつの仕事量の軽減を図るのかという質問に対しまして、修理費がかさんできた年代物について更新しているというような答弁がありました。討論はなく、採決に入り全員一致で可決するものと決定いたしました。

第 75 号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車 2.2 メートル級 1 台）、執行部からの補足説明はなく、質疑、討論はありませんでした。採決に入り全員一致で可決するものと決定いたしました。以上です。

○議 長 4 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 第 70 号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の廃止についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 70 号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の廃止について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 70 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 71 号議案 南魚沼市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 71 号議案 南魚沼市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 74 号議案 財産の取得について(ロータリー除雪車 2.6メートル級 1 台)に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 74 号議案 財産の取得について (ロータリー除雪車 2.6メートル級 1 台)、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 第 75 号議案、財産の取得について（ロータリー除雪車 2.2 メートル級 1 台）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 75 号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車 2.2 メートル級 1 台）、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 75 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 7、第 78 号議案 工事請負契約の締結について（子育工第 1 号）八幡保育園改築（建築）工事を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。それでは、第 78 号議案につきましてご説明申し上げます。本議案は先の 5 月臨時会における補正予算で増額の議決をいただき、平成 28 年 6 月 2 日に入札に付したものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条で規定する、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負契約であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、契約締結の議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをごらんください。契約の名称は子育工第 1 号、八幡保育園改築（建築）工事であります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は 1 億 9,224 万円であります。契約の相手方は伊米ヶ崎・丸川屋・新潟砂利特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりであります。

3 ページからは議案資料となります。3 ページから 5 ページが建設工事請負仮契約書の写しであります。工事期間は平成 29 年 3 月 31 日であります。4 ページ、仮契約の締結は平成 28 年 6 月 2 日で、議会の同意議決により本契約となるものであります。

6 ページが入札調書であります。入札においては、発注標準及び業者選定基準に基づき、建設業法に定める建築一式工事の特定建設業の許可を受け、平成 28、29 年度の南魚沼市入札参加資格審査による建築一式工事の等級は A 級のもを代表者とし、建築一式工事 A 級あるいは B 級のもで構成される特定共同企業体を参加要件として公告したものであります。記載のとおり特定共同企業体 3 社からの入札参加があり、税抜き価格 1 億 7,800 万円伊米ヶ崎・丸川屋・新潟砂利特定共同企業体が落札したものであります。予定価格及び制限価格は記載のとおりで、落札率は 97.41%であります。

7 ページが工事概要であります。2、工事場所は現在の位置とほぼ同じ場所で取り壊して建築するものであります。3、敷地面積は園庭予定地を除き 1,864.40 平方メートルでありま

す。記載のように、都市計画用途地域が現在の建物の上を境にして3用途地域に分かれております。それぞれ記載の面積であります。建蔽率、容積率も記載のとおりとなり、それぞれ制限以内であります。

4、構造、規模は、保育園棟が鉄骨造り2階建て、機械室棟が鉄骨造り、平屋建てであります。5、6は記載のとおりであります。7、延べ床面積は、保育園棟が一、二階合計で823.20平方メートル、機械室棟が43.35平方メートルであります。保育室等の面積につきましては、定員は105人としますが、国の最低基準で計算しますと最大125人まで受け入れができる面積となっております。屋根仕上げはQLDPとあるのは、コンクリート下に設置する鉄鋼製のプレートのことで、コンクリート金ごて仕上げ塩化ビニールシート防水の陸屋根で、積雪深3メートルまでの耐雪型であります。機械室棟につきましては、ペレットボイラーによる融雪屋根であります。

9、工事内容は、保育園棟、機械室棟、外構工事についてそれぞれ記載の内容であります。9ページが案内図と求積図で、10ページが配置図であります。工事概要でも説明いたしましたが、都市計画用途地域について2点鎖線で区分してあります。鉄道側が準工業地域、県道側が近隣商業地域、簡易郵便局側が第一種住居地域となっております。11ページが1階平面図で、事務室、厨房などのほか、ゼロ歳児から2歳児までの部屋を配置してあります。12ページが2階平面図であります。3歳児以上の保育室と遊戯室となっております。13ページが屋上平面図と雪庇防止フェンス断面図であります。14ページ、15ページはそれぞれ東西南北からの立面図であります。最後16ページは機械室等の平面図及び立面図などがございます。

なお、八幡保育園改築工事につきましては、本議案の建築工事のほか電気と機械、そしてペレットヒーターと4つの工事に分けております。電気及び機械につきましても6月2日に入札を実施しております。電気は9社からの応札で請負額2,808万円で株式会社関電気と、機械につきましては6社からの応札で請負額4,730万4,000円で株式会社北村商事と契約しております。ペレットヒーターにつきましては、環境省からの補助金交付決定が8月上旬となる見込みでありますので、それ以後の入札となる予定であります。

以上で第76号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 設計するに当たってちょっと気になるところを聞いてみたいのですが、最近の保育園とか、例えば認定こども園とかをやったりすると、後から子どもが増えたりとか、後からつけ足しとかしている傾向がありますよね。そういう点でちゃんと配慮したのかどうか。これからの児童の数とか、市全体的に言えば増えていくところはないけれども、地域によっては増えていったりもする。例えばもし、何かの要因で増えた場合とかにちゃんと対応できるのか。非常に浦佐のこども園なんていい建物だけれども、なかなか使い勝手が悪いのではないかという点もあるわけですよね。そういうことも踏まえてちょっと聞きたい

のと。

あと、10 ページが一番わかりやすいと思うのですが、主要地方道十日町六日町線があるわけですが、ここでの多分、境になると思うのですが、歩道があってそこにポールがぼんと立っているわけです。それに車がよく当たると私は聞いていますし、あの車に気をとられていて要は保育園の保護者が、どうかしてくれないかというのもあったりした。私のほうもちょっと県に聞いたりもしたのですが、何メートルに1か所ああいうポールをつけなければいけないと言われたとか言うのですが、逆にあのポールがあるから注意がすごく散漫になって危ない点もあると思うのです。駐車場とかに入れるに当たってね。気にして一番肝心なところが何かなってしまうのではないかと、私は非常に懸念しているのですが、そういうところをうまくこれと同時に解消できればと思うのですが、その考え2点をお願いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の児童の増加に対応できるかどうか、それを配慮しているかどうかということですが、実際のところこの保育園につきまして、市内全域でそうなのですが、若干子どもが減少傾向にあります。その中で未満児、ゼロ歳児から2歳児あたりが——これは年度途中の増加もありますけれども、増加傾向にあります。その辺も含めて125人最大入れられるような形での設計になっております。

そして、ご存じのように六日町地区につきましては、私立のたんぼぼが開園になりまして、その部分では需要が見込めるというようなことと、それと野の百合さんも今年度増員をして対応しておりますので、その辺のところは市内のところで何とかクリアできるのではないかなと思っています。

先の臨時議会のおきにも申し上げましたけれども、今年度の希望が130数名ありまして、平成29年度以降はそれに対応できるようにということで考えておりますので、将来の増、それから子どもさんの低年齢化といいますか、特別保育にも対応できるように考えております。

それから、2点目の県道の境界につきましては、確かにいろいろご指摘がありまして、何とかできないのかということがありました。今までは園の前にあまりスペースがなかったものですから、いろいろ支障をおかけしておりますけれども、今回若干園の前を広くスペースをとって、中に入ってUターンできるような形にしております。ご心配のポール等につきましては、今後配置の中でまた警察と協議をしながら支障のないような形で、表示方法を考えるとか、誘導、動線を考えるとかということで対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 いいですか、ほかに。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 最近の入札の公告を見ますと、予定価格を大体公表していたのが最近では事後公表という形になってきているようですが、ちょっとその意味合いを説明願いたいと思

ます。

それから、説明の中で、本棟のほうで3メートルの耐雪構造、その説明の中で、ペレットボイラーで融雪屋根という話がありましたが、これは図面で見当たるところは機械室棟がペレット融雪と書いてあるようでありませぬけれども、その辺がちょっと混同して聞こえたので、本体は3メートル耐雪ということか確認をしたいということ。そして、ペレットボイラーでの融雪屋根というのは、どういったシステムなのか、ひとつお聞きしたい。以上です。

○議 長 副市長。

○副市長 予定価格の件であります、従前2,500万円以下の部分については、中小企業の皆さんの積算の技術の向上がなかなかできないということでやっておりましたけれども、2年間ぐらいだったと思うのですが、この4月から事後公表ということで準備ができたということで、事後公表のほうに切りかえたということになります。国県のほうの指導ということでございます。以上でございます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2点目の融雪についてであります、議員がおっしゃったように、本棟、保育園棟につきましては3メートルの耐雪で、ペレット棟につきましては融雪です。融雪の方法は、ペレットボイラーの発熱を循環させて、屋根下に配管をして融雪するという内容になっています。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 予定価格の公表は通常行われているというふうに、私は捉えていたのですけれども、積算精度が上がったから事後公表だと、ちょっと矛盾していませんか。要するに精度が上がってれば、予定価格あるいは設計価格は推計できるわけですよね、精度が上がると。ですから、何ら予定価格を公表して問題はないと私は考えるのですけれども。それからあとは企業努力なり入札効果ですよね、それを求めるという形のほうが。そして、制限価格は公表しないと、最低制限価格は公表しないというのが、今までの考え方、そういうふうになってきているなど私は捉えていたのですが、ちょっと流れが変わったのかどうかひとつお聞きします。

3メートル耐雪ですが、これについてはフェンスが周っていますので、除雪するときにはフライヤーで飛ばすところといった考え方ですかね。それを1点お聞きすることと、あと、融雪屋根でこれは屋根材は折板だと思うのです。折板の裏打ち材あらわしとか、要するに断熱材が張ってある品物だと思います。断熱材を張ってペレットの熱を融雪するというのは、どういったやり方か。その上にパイプを配管——折板と直行方向に配管をして解かそうということですか。もう少しきちんと説明をいただきたいと思ひます。

○議 長 副市長。

○副市長 制度も何回か変わってまいります。現在、北陸のほうの発注者協議会—市町村の集まりですが——その中で事後公表、事前公表のダブルをしているのは私どもだけでした。やはり、中小の企業の皆さんが積算の技術がないと言ったら大変失礼ですが、なかなか

か熟練していかないということで、2,500万円以下については——CとかDになりますが——その部分についてはお出しをして勉強していただくということで、猶予をしてきたところであります。

この4月からもうその猶予については期間とったのだからいいだろうということで、今回から事後公表ということで、今、流れは事後公表になっています。私ども仕事するほうから見れば、事前公表で出してもらったほうがいいことはいいという気もするのですが、本当に入札の事前公表、事後公表等々については、国土交通省の流れがいろいろ変わっていますので、国に準拠しているということでございます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 耐雪屋根の除雪に関しましては、ご承知のようにフェンスの高さが2メートル近くありますので、それを越えた分について——3メートル耐雪ですので、3メートルを超えて積雪、降雪があるというのはほとんど考えられないと思いますが、どうしても除雪が必要な場合は、フェンスの上をはねるという形で考えております。

それから、ペレット棟の融雪につきましては、ごく詳細のところは私も先ほどヒートパイプを配管という形で言いましたが、その詳細の工法については、今、承知しておりませんので、また確認をしておきたいと思っております。ただ、ここにが記載ありますように耐雪といいますが積雪1メートルということがありますので、それほど強力な融雪能力ではないかと思っておりますが、戸内の熱による融雪も含めてということだというふうに考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 建設省がどうかはわかりませんが、入札の透明性とかということで、予定価格の公表がされたのですね。そして、職員等から聞き取りがあるとか、あるいはいろいろそういった問題が生ずるということで、予定価格は公表したほうがいいだろうというのが、今までの流れだったのです。そして、その中で法外な競争がされるといい品物ができないということで、最低制限価格についてはお示しをしないで、そしてその品度を保つということが一つの考え方だったと私は捉えているのです。

ですから、いい流れだなと思っていたのが、うちだけだからやめましたと、またもとに戻りましたと。そうすると、一番苦しむのが担当職員なのです。設計調書は見ているわけですし、そして歩切りがわからないだけだと思うのです。ですから、その辺はきちんともう少し検討されて、そういうふうな改善を、今までやってきたことを追求していくという考え方が、私は必要ではないかと思っております。これについてはいくら言っても答弁はありませんし、できないと思っておりますので、そういう流れだったということをひとつ頭にきちんと置いた検討がなされるべきだなというふうに思います。

もう1点、融雪について、屋根は折板だというふうに私は思っていたのです。折板というのはここへ書いてありますね、1ミリの鉄板で山が170——要するに波の高さですね。ということは、あと300ぐらいのピッチでなっているのですが、そこにどういふふうな形で熱効率をよくする、解かそうとしているのかというのを、私は不思議だなと思ったので聞いてい

るのです。

普通なら、フラットの屋根だったら鉄板がある程度裏側へ配管するか何をするかで、熱が均一に伝わるのですけれども、山の上に1列ずつに全部——要するに鉄板をどうして温めるかということです。あるいはその上にもう1つフィルターをして、そのフィルターを温めるのかということを知りたいのですね。そのシステムがわからないで、じゃあ解けなかったらどうするという話になるわけです。解けが悪いとか、いいとか、後でメンテナンスが当然出てくるわけですから、大波のところはどうして温かい温風配管をするのですかと、こういうことを聞いているのです。

○議 長 簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 それがわからないようではいかがなものか、ということを申し上げておきます。以上です。

○議 長 回答はいいですね。

〔「いや、答弁があれば」と叫ぶ者あり〕

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問につきましては、ちょっと確認して後でお答え申し上げます。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 以前、ペレットストーブを導入ということで、環境の面だというような答弁をいただいたのですけれども、それでも見直しをかけたほうがいいんじゃないかという質問をしていたと思うのです。ペレットストーブの需要が伸びないというのが現状だと思うし、事業的にはペレットは失敗かなと思っています。全国的にも例えばバイオマスとか環境にいいものでやっているところもあるのだけれども、実際回すほうのお金がかかってだめだということで、動いていないというような現状がある中で、ペレットの今後の需要というのは、多分、伸びないのだろうなと思っています。そういうことで今これを使ったとしても、今後はいかがなものかという考えもあります。

世界情勢を見ますと原油が今後すごく下がるという可能性があります。そういった中でコスト面等々も考えた上で、補助金という言葉も出ましたけれども、本当にそれでいいものなのか。ある方に言わせると、ペレットの熱光熱に切りかえていくというのは、あまりすぐれているものではないという話も聞いていることもありまして、本当にそういう面ではしっかり考えていかなければいけない問題じゃないかなと思っていますが、答弁をいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ペレット方式の導入につきましては、確かに前回いろいろな意見をいただきまして、事業を検討する必要があるのではないかというご意見をいただきました。私どもも市の方針としまして、ペレットボイラー、ストーブの推進を進めているわけですが、そういった中で市が率先して公共施設に導入して——確かにイニシャルコスト、それか

らランニングコスト等も以前に比べて灯油価格の値下がりということも含めると、必ずしも有利な方向ではないのではないかなというご意見もいただきまして、その後も検討いたしました。ただ、二酸化炭素削減という一つの観点があるわけですが、そういったことを進める上では、市としてやはりあるべき方法を追求し、そのことによってできるだけ広げて、全体のペレットの需要増に結びつける一つの試金石として進める必要があるのではないかという立場に立って、今回の設置を決定したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今の答弁はわかるのですが、10年後を見たときに、やはりこうじゃなかったなというのを思うようでは、うまくないと。今の考え方はわかっています。多分、ここは可決で通るわけですが、10年後、5年後でも3年後でも、多分もう数字的にわかってくるものがあつたりすると思っておりますので、しっかりそういうものを見た上で、今後は対応していただきたいと思います。そういう部分だけではないということをおわかってほしいかなと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、お聞きをしたいのは、今回工事を発注された建築、機械設備それから電気、税抜きで大体2億6,000万円ぐらいですよね。消費税が2,000万円ぐらいですかね。そうすると当初2億6,000万円と5月補正8,000万円と3億4,000万円という総工事費で予算を組んだわけでありまして。これから始まってくるペレットヒーター関係が、税込みで6,000万円ぐらいの予定をどういうふう考えているのかということですね。そこをお聞きしたい。

解体がもうじき始まりますけれども、解体費用まで含めるとそうすると3億4,000万円では恐らく足りないのではないかという気がしてきたのですが、そこら辺の心配はないのか。

もう1点は、予算を増額するときには保育園のほうの収容人数を増やすために、延べ床面積を増やすということだった。そうすると、当初考えていたときよりも何平米増やして何千万円増えたのかということをお聞きしたい。配置図を見たときに、要するに駐車場整備と園庭ですね。駐車場整備と園庭、これは今回のどうも工事費に入っていないようでありまして、そうするとペレットヒーターに合わせた6,000万円の中で駐車場整備と園庭整備をやるつもりなのか。

もう1つは11ページの図面で厨房ですね。機器は全てIH仕様ということは、全部入れかえということですね。今現在八幡で使っている機器についてはもう破棄をして使わないということでありまして。こういうことは私は無駄ではないかと思ったのです。一切合財新しくするから全部新しくするのだという発想ではなくて、使えるものは使って、ここはこうしたらいいんじゃないかというのが出ればそれはそれでいいでしょうけれども、こういうせっかくなので全部新しくしようという発想でいくというのは、ちょっとおかしいのではないかなと。どうしてここは全てIH仕様ということになったのかなと思っております。

もう1点は同僚議員が言いましたけれども、ペレットボイラーであります。木材チップボイラーですよ、どうしてもチップボイラー。これでなければとても雪なんか消せるものじゃないですよ。これはやはり再考すべきです。再考する余地があるのか。なさそうだということですけども、再度伺います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の建築費総額につきましては、ご指摘のとおりペレットボイラーの関係で、これから発注になる予定は、およそ6,000万円ということで考えております。

それから延べ床面積の関係でございますが、現在570平米ぐらいあります。当初2階建てで120人規模で想定していたのが、大崎保育園が同じような規模で120人定員ということで2階建てですので、770平米ぐらいで想定をしておりましたが、新しく余裕をもった施設をつくと。それから、これも前回臨時議会のときに説明を申し上げましたけれども、医務室ですとか厨房の整備そういったものの環境整備をするということで、実際には860平米ということになりました。

それから、配置図の関係で、駐車場と園庭ですが、駐車場の整備につきましては本体工事の中に入っております。ペレットボイラーの設置と、それからロードヒーティング等の配管と同時に、前のほうの園庭といいますか駐車場、それから園庭で使っていたところについては整備をします。

それから、これは来年度事業の予定になりますけれども、園庭が若干狭くなるということの代替として施設の北側、裏側になります。その用地を取得して園庭を整備しようというふうに考えています。園庭整備の費用につきましては、平成29年度事業で考えております。

それから、厨房の関係でございますが、確かにIHに切りかえるということです。この施設につきましては昭和61年に改築して、その後若干の改修修繕等も行いましたが、かなり機器が古くなっていて、年々入れかえはしてあるのですけれども、かなり耐用年数が近くなっているということもありまして、この際、安全面を考えてIHに全部切りかえるということになります。

最後のペレットボイラーの関係でございますが、確かにいろいろ検討する必要があるだろうということでのご意見をいただきましたが、先ほど説明したとおりペレットボイラーということで、今回は国の助成もありますし、それを進めてみようということの方針決定でございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 裏の土地の部分でありますよね。3月のほうでは土地取得で大体1,400万円ほど盛ってあったわけでありましてけれども、この部分が当初予定でいけば相当の面積、ものすごく広い園庭ができる。非常にいいことだなと。ここにまた駐車場もあわせて整備をするという形になったとすれば、今回ペレットボイラーでもって融雪をするという部分ですけども、とてもペレットボイラー程度の熱量ではだめだろうと。そうするとまた来年になって、もう1回その部分について増強だということを出てくるわけですから、そういうことで

はなくて、もう当初からきちんと熱源としてどれがいいかということは考えるべきであろうと思います。

今のままいけば3億4,000万円は、これから後ろの土地を取得した後の整備に入ってまた増額になるわけでありましてけれども、最初の考え方としてちょっと全体像を描くのが弱過ぎる。増額の予算のときにも申し上げましたけれども、当初予算がやはりずさんですよ、はっきり申し上げて。先ほど同僚議員から、屋根融雪の部分でこんなもので本当に消せるのかというのがありました。どうも、設計者はどういうお考えなのかはよくわかりませんが、もうちょっときちんとしたものを設計してやるべきであったなと思ってはいます。何度でも言いますよ、まず、チップボイラーです。この熱の出し方を利用しない手はないと思いますけれども、変わらないようでありますから、これ以上言ってもいたし方ない部分がありますけれども、本当に全くもう木質チップボイラーですよ。1ミリもないですか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 園庭の関係でございますが、裏を取得すると言っても、議員ご指摘のように予算1,000万円少しということだと、それで購入できる土地というのは、そんなに広大な土地が購入できるわけではありません。運動会ができるような土地は無理ですので、今の前の園庭を後ろで代替するという程度になっております。

それから、融雪の関係ですけれども、前の庭を全てペレットボイラーによる熱で消そうという計画ではありません。前のほうは約10台ほど、それから今まで脇のところに民地を借りて融雪をしていましたが、その部分を今回ペレットボイラーの熱源を利用して融雪することです。それで、あと保育園の中の冷暖房、それから給湯これらを含めてペレットボイラーで消せるかということの計算の上で、今のこの計画の規模のペレットボイラーで大丈夫だという計算が成り立ったことから、この方式を選定したものでございます。以上です。

○議 長 ここで、先ほど18番・岡村議員に対し保留をしていた答弁について、子育て支援課長から発言を求められておりますのでこれを許します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長 今ほどの屋根融雪の詳細ですけれども、35センチから40センチの感覚の凹凸がございまして、その出ている部分にステンレスの管を直接配管して、雪が直接そのステンレスに接することによって、ステンレスの中を流れている温かい温度によって雪を解かすということで、解けた雪が凹凸のくぼんでいる部分に水が流れてくるというシステムということでお聞きしております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 先日も申し上げましたが、16番議員も指摘したとおり、環境省の認可が8月上旬という話がありました。環境省は、雪が消えればそれでいいや、コストはどうでもいいやという格好ですか。それとも、ちゃんと我々がしてきたとおりチップであれ、ブロックであれ、そういう形でこれから何十年も使う施設ですよ、この辺の雪の実態であるとかそういうことをちゃんと知って環境省は判断をしなければならぬわけですね。場合によれば我々

は環境省に直接問い合わせて、本当にそれでいいのかと言いますよ。それは結構ですか。

○議 長 市長。

○市 長 問い合わせなんかどうぞやってください。別にいいか悪いかなんてことは、我々が悪いことをしているわけではありませんので、どうぞ。

それはそれで結構ですが、浦佐の認定こども園もペレットボイラーですね、冷暖房をやっています。今のところ何の不具合も特に我々は伺っておりませんから、それらをきちんと計算をした上で、ペレットで大丈夫だということが出ておまして、それを環境省のほうから、まだはっきりしないそうですけれども、認可をいただくということでもありますから。これからのメンテナンスも含めて、特に認定こども園のほうで大きな問題が出ていけば、確か我々もその選択には至らなかったと思うのですけれども、特にそういうことではないわけですので、実績も見た上でこうして採用させていただいた。

何よりも環境省さんは、若干値段がどうだこうだというよりは、いわゆる環境省ですから、地球環境、日本の環境、こっちのほうへ重きを置いているということは事実だろうと思えます。ですので、どうぞお問い合わせさせていただいて、またその結果をお知らせください。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 言いにくいことも言わせてもらいます、議員ですからね。地元にああして補助事業でペレット工場ができた。先日も申し上げました。負担するのは、我々市民ですよ。仮にそこでチップ、あるとかブロックであるとか、熱効率の面で非常にコストが高めだった場合はね。我々はそれじゃなくて、そういうある意味救済というような、地元の補助事業の救済ということでなくて、本当に我々市民の大事な子どもたちが、家庭が納得できるコストでちゃんと保育事業ができるかどうか、長い目で見なければならぬと思っています。

補助事業が、もし、時代に合わないのであれば、それはそれで我々も割り切るべきであるし、そのことを私は申し上げているので、そのことまでを環境省のほうでそういうコスト計算までした中での配慮であるか、それを私は聞いたかったです。

○議 長 市長。

○市 長 今の、今ですよ、それは原油価格がどうなるかというのは、我々はわかりませんから、先般ぐっと下がったときは確かペレットのほう若干高くなっていましたけれども、また通常に戻りますとペレットが安いということは、もう実証済みであります。今おっしゃったチップだとかブロックだとか、これもこれで一つの方法でしょうが、私たちは例えば浦佐にある部分がなくても、ペレットはどこからでも手に入ります。その救済のためにやっているということではない。

しかし、市内にそういう企業があつて、しかも国の補助をもらってできた企業ですから、そういうことを利用できるときはしていかなければならない。別にここの工場の救済のために我々がこんなことやっているのではないですよ。それはちょっと勘違いしないでください。どうしても価格が合わなければ、我々もそこから買わないわけですから。そういうふうにとらないで、きちんと地球環境の保全、CO2削減、この一番大きな目的があると。そこはひ

とつご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 環境省ですからそれは当然のことです。ただ、私どもが言っているのは、ペレットがコスト的にいいのか、チップやブロックのほうがコスト的にどうなのか。木質を使うのは大賛成ですよ。そういうところできちんと計算をした中で、ちゃんと納得できるような説明方法をしてやってもらわないと、そういう事業がたまたま地元にあるものですから、しっかりその辺は、余計執行部のほうでは気をつけてやっていただきたい。コスト計算を含めて我々が納得できるように、それを申し上げているのです。

○議 長 市長。

○市 長 その点はきちんとまた精査をしながら、検証しながらやっていく。皆さん方をお願いをしたいことは、実は市も補助金を出してペレットボイラーを推奨しているわけです。これは個人がやるのだからいいやと言われればそうですけれども、そうではなくて補助を出しているわけですから。そうなるこの部分もちょっと考え直して、全部まきストーブにしるとかそういう議論になってくるのかなという気もしますけれども、それはこの後の話ですが。

さっき部長が言いましたけれども、やはり相対的に市の今までのやってきていた施策の中でペレットボイラーをもっと普及させていきたい。それはなかなか普及はしませんけれども、やはり公共が、我々が、議会の皆さん方のご承認も得てペレットボイラーを普及させましょうということをやっているわけですから、まずは公共がそれをやってみる。やってみましょうということですので、何も変な思惑があってやっていることではないということをご理解いただきたい。検証はきちんとさせていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

24番・関常幸君。

○関 常幸君 きのうちも一般質問で市長と景観の問題で質疑させていただきましたが、南雲建築事務所が言っていましたように、市は景観行政団体になっているわけでありますので、今言った景観計画とか景観条例等がなくても、こういうふうな施設をつくるときに、やはり景観というものについて配慮をしながらつくるべきだろうと。今回もそういうのについては、今までの経過からいっても、あまり視点を置いてやられてはいないのではないかと私は思います。これから次の第79号議案についても、そういう建築物ができるわけですね。ぜひ、そういう視点から、今後はまず市から、市が景観行政団体だと。この景観の中に子どもたちが入るわけです。子どものための景観はどうなのだろうかと。

ここも今、言ったように、都市計画で言えば3つの、住居と工業と準商業があるわけですね。八幡であれば八幡神社があるわけですし、地域の皆さんと一体的になっているわけですので、そういうのがなくても、やはりそういうふうに関後していこうやというふうなのが、30年、40年、50年たったときに、本当に南魚沼市らしさとか、六日町であれば坂戸城があるわけであります。それらとマッチしたようなまちが未来にできるわけであります。きのう

市長と景観の問題でしましたので、ぜひ、そういう視点でこれから進めてもらえればと思います。そのことについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 もうまさに正論でありますので、我々がそれにそうではないという異論は全くできないわけであります。「言うは易し行うは難し」というところを、我々は今、呻吟をしているわけでありますので、議員のおっしゃることは十分理解をしながら。しかし、ご理解いただきたいのは、景観は景観でいいのですけれども、例えば我々がこう思ってこうやったけれども地域の皆さんはそうでないと、これはやれば出てくるのですね。ちょっと奇抜なものをやればなおさらです。ですので、そこがまだ条例ができていませんので、なかなか難しい面ですと。

六日町の街なかは、関さんのところのように、毘沙門通りの方のように、あるいは牧之通りのように、その景観について非常に関心を持っている団体とか、市民のフォーラム的なものとか、そういうものがなかったものですから、なおさら確かそうだと思うのですけれども、それはまた我々行政のほうで気をつけながらやっていかなければならないことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 八幡保育園に関しましては、まだ当然色は決まっていないわけです。建物の形につきましては耐雪型ということでこのような形になって、もうこれは変えられませんが、せめて色につきましては、地域の皆さん、それから保護者の方のご意見を聞きながら、市にマッチするような形での色合いを考えていきたいと考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 78 号議案 工事請負契約の締結について（子育て第 1 号）八幡保育園改築（建築）工事は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 78 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 79 号議案 工事請負契約の締結について（衛工し尿第 1 号）し尿等受入施設建設（土木建築）工事を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　それでは、第 79 号議案についてご説明申し上げます。本議案は当初予算において 2 年間の継続費として計上いたしました、し尿等受入施設建設事業について、平成 28 年 6 月 2 日に入札に付した建設工事の契約案件であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に規定する予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負契約となるものについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、契約締結の議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをお願いいたします。1、契約の名称は、衛工し尿第 1 号、し尿等受入施設建設（土木建築）工事であります。2、契約の名称は制限付き一般競争入札で、契約金額は 2 億 9,700 万円であります。4、契約の相手方は、伊米ヶ崎・新潟砂利・井口建設特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりであります。

3 ページからは議案資料となります。3 ページから 5 ページが建設工事請負仮契約書の写しであります。3 ページ 3 の工期等の工事期間は、平成 30 年 2 月 28 日までであります。6 の表は継続費の年割額の範囲以内で、各年度の支払限度額を定めたものであります。4 ページ、仮契約の締結日は平成 28 年 6 月 2 日で、議会の同意議決により本契約となるものであります。

6 ページが入札調書であります。入札参加資格要件として魚沼市、南魚沼市、湯沢町の入札参加資格者名簿掲載者を対象とし、建設業法に定める建築一式工事の特定建設業の許可を受け、平成 28、29 年度の入札参加資格審査による建築一式工事の総合評定値が 800 点以上の者を代表者とし、建築一式工事の評定値が 700 点以上で構成される特定共同企業体であることとして公告したものであります。記載のとおり共同企業体 2 社からの入札参加があり、税抜き価格 2 億 7,500 万円で、伊米ヶ崎・新潟砂利・井口建設特定共同企業体が落札したものであります。予定価格、制限価格は記載のとおりで、落札率は 98.99%であります。

7 ページが工事概要であります。2 の工事場所は五日町の県流域下水道処理施設、六日町浄化センターの敷地内であります。3 の施設概要は、し尿等受入棟が、鉄筋コンクリート造り、地下 1 階、地上 1 階で、し渣搬出棟が、鉄骨造り、地上 2 階であります。敷地面積、建築面積、延べ床面積は、記載のとおりであります。4 は工事概要で、土木工事からその他雑工事まで記載のと通りの工事種別となっております。

9 ページが案内図と全体配置図で、10 ページがし尿等受入施設とし渣搬出棟の全体機器配置平面図であります。11 ページが地階と 1 階の平面図であります。図面左側、地階は受入槽から始まって貯留槽を経由して最後除渣水槽から除渣後のし尿を浄化センターの施設へ圧送します。ポンプ室は破碎ポンプ、送水ポンプ、循環ポンプ、除渣ポンプと各水槽をつなぐ配管類を配置しております。1 階はバキュームカーの入る計量室と受入室のほか脱臭装置を設置する脱臭室、地下室へ下りる階段とポンプなどの機械を地下から出し入れするためのマシンハッチなどを設置する階段室、そして電気室、トイレ、倉庫などとなります。し渣搬出棟 1 階部分は、トラックによるし渣搬出用のスペースであります。

2 階の平面図は次の 12 ページとなりますが、2 階の汚泥スクリーン室のし渣ホッパーから

し渣を落として搬出します。12 ページはそのほか屋根の平面図であります。し尿等受入棟は陸屋根で積雪深 3 メートルの耐雪型、し渣搬出棟は片流れで水を上げる方式であります。最後 13 ページはそれぞれ東西南北の立面図であります。

なお、し尿等受入施設建設工事につきましては、この後の第 80 議案、機械設備のほか電気設備と外構附帯工事につきましても同日に入札を実施しております。電気設備につきましては 7 社からの応札で、請負額 1 億 2,096 万円で、小島・富山・ミドリ特定共同企業体と契約を、外構附帯工事につきましては 6 社からの応札で、請負額 6,069 万 6,000 円で株式会社サカイと契約をしております。

以上で第 77 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 79 号議案 工事請負契約の締結について（衛工し尿第 1 号）し尿等受入施設建設（土木建築）工事は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 80 号議案 工事請負契約の締結について（衛工し尿第 2 号）し尿等受入施設建設（機械設備）工事を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 80 号議案についてご説明申し上げます。本議案は前第 79 号議案と同じくし尿等受入施設建設の機械設備工事に係るもので、同日、平成 28 年 6 月 2 日に入札を実施したものであります。先の 2 件同様、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、契約締結の議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをごらんください。1、契約の名称は、衛工し尿第 2 号、し尿等受入施設建設（機械設備）工事であります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は 3 億 2,916 万 2,400 円であります。契約の相手方は、新潟市に本社と長岡市に営業所を置きます株式会

社中越ポンプであります。

3 ページから議案資料であります。3 ページ、4 ページが建設工事請負仮契約書の写しで、工期の工事期間は第 79 号議案同様、平成 30 年 2 月 28 日までで、6 の各年度の支払限度額は記載のとおりであります。4 ページ、仮契約締結日及び本契約への移行も第 79 号議案同様であります。

5 ページが入札調書であります。入札参加資格要件においては前議案同様、魚沼市、南魚沼市、湯沢町の入札参加資格者名簿登載者を対象とし、建設業法に定める機械器具設備工事の特定建設業の許可を受け、平成 28、29 年度の入札参加資格審査による機械器具設備工事の総合評定値が 800 点以上のものであることとし公告したものであります。記載のとおり 3 社からの入札参加があり、税抜き価格 3 億 478 万円で株式会社中越ポンプが落札したものであります。予定価格、制限価格は記載のとおりで、落札率は 89.83%であります。6 ページは契約相手方の概要であります。4 の受注金額、主要案件の中では平成 26 年度と平成 27 年度に南魚沼地域振興局発注の蕨神北部地区のポンプ場と天野沢第 1 地区の幹線用水機場の受注実績があります。

7 ページは工事概要であります。第 79 号議案での建設工事による、し尿等受入棟とし渣搬出棟に 4 の工事概要にあります機械設備をそれぞれ設置するものであります。9 ページの全体配置図と 10 ページの全体機器配置平面図は、第 79 号議案と同じものであります。11 ページが 1 階の機器配置平面図、12 ページが地階の機器配置平面図であります。太線の 2 点鎖線で囲ってあるものが、7 ページの 4 に記載した洗車設備を除く機械設備に該当するものであります。

13 ページはし尿等処理の機械設備の系統図で処理工程のフロー図であります。一番下の 1 から 19 までの番号をつけた表をごらんください。図面上の機械設備を説明しているものであります。1、トラックスケールは搬入量を管理するシステムで、2、受入口はバキュームカーのホース挿入口です。3の空気圧縮機コンプレッサーは、受入口に挿入された排出ホースの固定と破砕ポンプ切りかえ用のエアバルブの駆動源であります。4の破砕ポンプと5の送水ポンプは、貯留槽と汚泥スクリーンへ送水するためのポンプ、6、汚泥スクリーンは、し尿等の中からし渣を除去するための機械であります。し渣ホッパーは、汚泥スクリーンで除去したし渣を搬出時に一時的にため置きするものするものであります。8の循環ポンプは、発生ガスと浮遊物によるスポンジ状の厚い層ができるのを抑制するための攪拌用のポンプです。除渣ポンプは、除渣水槽に詰まったし尿を六日町浄化センターの貯留槽へ圧送するためのポンプであります。10の乾式脱臭装置と11の脱臭ファンは、臭気発生箇所の脱臭装置です。12、プラント給水ユニットは、井戸水を施設各所に送水するためのもの、13の床排水ポンプから17の洗車機用排水ポンプは、名称のとおり機能であります。18と19はそれぞれ洗車機用井戸と消雪用井戸から水をくみ上げるためのポンプで、これは外構附帯工事のほうで設置するものであります。

以上で第 80 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますよう

お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 80 号議案 工事請負契約の締結について（衛工し尿第 2 号）し尿等受入施設建設（機械設備）工事は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

〔午前 10 時 45 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前 11 時 10 分〕

○議 長 日程第 10、発議第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に対し、別紙意見書を提出するものとする。平成 28 年 6 月 17 日提出。提出者は、恒例によりまして全会一致ということでございまして、私が提出者になりました。賛成者は塩川、腰越、中沢、笛木、寺口各議員でございます。別紙については前段を省略させていただきまして、最後の請願内容について朗読させていただいて提出をさせていただきます。

1、少人数学級を推進すること。その際の学級規模は OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

〔「よろしく願います」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、報告第8号 議会運営委員の辞任及び選任についてを議題といたします。説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。議会運営委員の辞任及び選任について、朗読を省略し、辞任、選任のみを報告させていただきます。敬称を省略させていただきます。

辞任、佐藤剛、林茂男。選任、中沢俊一、牧野晶。以上であります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議 長 日程第13、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第

111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 日程第14、議員の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、林茂男の退場を求めます。

〔林 茂男君退場〕

○議 長 事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 朗読いたします。

南魚沼市議会議長、黒滝松男様。南魚沼市議会議員、林茂男。辞職願。このたび都合により、6月17日をもって議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されるようお願い出ます。以上です。

○議 長 お諮りいたします。林茂男君の議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、林茂男君の議員の辞職を許可することに決定をいたしました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成28年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。

大変長時間ご苦労さまでございました。

〔午前11時13分〕